

## 独立行政法人国民生活センターにおける科学研究費補助金調査委員会の設置 について

平成30年8月24日達第5号

(目的)

第1条 この決定は、「独立行政法人国民生活センターにおける科学研究費補助金の管理について」(平成30年8月24日達第4号)(以下「科研費補助金の管理について」という。)第11条第1項の規定に基づき、独立行政法人国民生活センター(以下「センター」という。)に科学研究費補助金調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置き、その組織、運営の要領等の必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 調査委員会の所掌事務は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 科学研究費補助金の使用に関して不正な事実の有無について調査すること。
- (2) 調査結果を最高管理責任者へ報告すること。
- (3) その他、調査に必要な事項を行うこと。

(組織)

第3条 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、委員のうち、通報者又は被通報者と直接の利害関係を有する委員は審議に加わることはできない。

- (1) 中立・公正の立場で調査を行うことのできる学識経験等を有する者のうち、最高管理責任者が委嘱する者
  - (2) 総務部を所掌する理事
  - (3) 総務部長及び総務部次長
  - (4) 総務課長
  - (5) 会計課長
  - (6) その他最高管理責任者が必要と認める者
- 2 委員の任期は当該事案限りとし、再任を妨げない。
- 3 委員は、調査の内容その他職務を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により委員長を定める。

2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

(調査)

第5条 最高管理責任者が調査委員会による調査の実施を決定した場合には、調査委員会は「科研費補助金の管理について」第9条第2項の報告を受けてから原則として30日以内に調査を開始しなければならない。

2 最高管理責任者は、調査の開始を決定した場合、通報者及び被通報者に対し、調査を行うことについて、調査委員の氏名及び所属を付した上で通知するものとする。

3 委員会は、委員長が招集する。

4 委員長は、意見聴取等の必要があるときは、委員以外の者を調査委員会に出席させることができる。

5 調査委員会は調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、科研費補助金配分機関（以下「配分機関」という。）に対して報告、協議しなければならない。

(調査への協力等)

第6条 研究者及びその関係者は、調査委員会が実施する調査に協力しなければならない。

(不正の認定)

第7条 調査委員会は、調査開始後、原則として90日以内に、調査内容について、不正が行われたか否かを判定しなければならない。

2 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し、最高管理責任者へ報告しなければならない。

3 調査委員会は、不正行為と認定した場合は、その内容及び不正行為に関与した者とその関与の度合い及び不正使用の相当額等について併せて認定するものとする。

(調査結果報告書の作成及び報告)

第8条 調査委員会は、通報がセンターに到達してから200日以内に、配分機関が求める内容を含め、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理及び監査体制の状況、再発防止計画等を含む調査結果報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに最高管理責任者へ報告しなければならない。

2 期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告書を最高管理責任者に提出しなければならない。

(不服申立て)

第9条 通報者及び被通報者は、調査結果について通知を受けた日から14日以内に不服申立てをすることができる。

2 調査委員会は、前項の規定による不服申立ての内容が適当であると認めるときは、必要に応じて再調査を行うことができる。

(庶務)

第10条 調査委員会の庶務は、総務部会計課において処理する。

(雑則)

第11条 この決定に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この達は、平成30年8月24日から施行する。